

徳島市「生活よりそい支援金」のお知らせ

徳島市では、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金にお困りの世帯を対象に、次のとおり「生活よりそい支援金」を支給します。

対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ①徳島市に住民票がある世帯
 - ②徳島県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金「緊急小口資金(特例貸付)」の貸付を受けた世帯
- ※市外に転出している場合や県外の社会福祉協議会で貸付を受けた場合、生活保護を受給している場合は対象外となります。

給付額

1世帯あたり3万円

提出書類

- ①生活よりそい支援金給付申請書
 - ②「生活福祉資金貸付決定通知書(緊急小口資金)」の写し
(徳島県社会福祉協議会が発行したもの)
 - ③申請者の通帳の写し(通帳の表紙と表紙を開いた最初の1ページ目)
- ※提出書類は市ホームページからダウンロードできます。

申請方法及び 申請受付期間

郵送による申請(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため郵送申請のご協力をお願いします。)

【送付先】〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所
保健福祉政策課 生活よりそい支援金担当 宛

郵送以外にも窓口による申請受付も行っています。(下表参照)

申請方法		申請受付期間
郵送 (当日消印有効)		令和3年4月30日(金)まで
窓 口 に 持 参	徳島市役所南館1階 保健福祉政策課(8時30分から17時)	
	ふれあい健康館3階 徳島市社会福祉協議会(9時から16時)	

※土・日・祝日・年末年始は除く

給付方法

提出書類を審査確認後、指定された金融機関の口座に振込

詐欺にご注意ください

生活よりそい支援金の給付に関して、徳島市職員又は関係機関の職員が電話や訪問で個人情報を聞き取ることはありません。また、徳島市職員又は関係機関の職員が訪問して現金でお渡しすることはありません。

裏面に手続の流れがあります

申請から給付までの手続の流れ（生活よりそい支援金）

1 対象要件

次の要件をすべて満たしていること。

- ① 徳島市に住民票が登録されている世帯
- ② 徳島県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金「緊急小口資金（特例貸付）」の貸付を受けた世帯



※対象要件を満たさなければ申請できません。
※市外に転出している場合や県外の社会福祉協議会で貸付を受けた場合、生活保護を受給している場合は対象外となります。

2 申請書類の入手（次のいずれかの方法により入手してください。）

- ① 徳島市ホームページからダウンロードし、印刷
URL: www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/chiiiki_fukushi/yorisoi_shien.html
- ② 徳島市役所南館1階の保健福祉政策課窓口で受取
- ③ ふれあい健康館3階の徳島市社会福祉協議会窓口で受取
- ④ 徳島市保健福祉政策課（電話088-621-5175）に電話し、郵送請求依頼



3 申請書類の作成

- ① 「生活よりそい支援金給付申請書」に必要事項を記入・押印する。
※記入例を参考にし、記入もれ等がないようご注意ください。
- ② 必要な書類（次の3点）を添付
・ 徳島県社会福祉協議会発行の「生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）」の写し
・ 振込口座通帳の写し（申請者名義、通帳の表紙と表紙を開いた最初の1ページ目）
・ 新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査（提出は任意です。）



※記入や書類に漏れがあると、支援金の受け取りまでに再提出をお願いするなど時間を要することがございます。

4 申請書類の提出（次のいずれかの方法により、申請書類一式を提出してください。）

- ① 郵送による請求（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため郵送申請にご協力ください。）
（送付先） 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市保健福祉政策課 生活よりそい支援金担当
（申請受付期間：令和2年6月1日（月）～令和3年4月30日（金）※当日消印有効）
- ② 徳島市役所南館1階 保健福祉政策課の相談受付窓口を持参
※受付期間 4月30日（金）まで 8時30分～17時 ただし、土・日・祝日・年末年始を除く。
- ③ 徳島市社会福祉協議会の窓口を持参
※場所 徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階
※受付期間 4月30日（金）まで 9時～16時 ただし、土・日・祝日を除く。



※郵送される前に、「申請書類チェックリスト」で必要な書類が整っているかを必ずご確認ください。

5 申請書類の審査（徳島市）



※生活よりそい支援金の給付・不給付の決定、通知

6 生活よりそい支援金の給付

「徳島市（保健福祉政策課）」より、申請時にご記入頂いた金融機関の口座に振込

生活よりそい支援金に関するお問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所保健福祉政策課

電話088-621-5175 受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※緊急小口資金等に関するお問い合わせは、徳島市社会福祉協議会（電話088-625-4356）
にお願いします。